

税関	東京	回答 年月日	平成 29 年 7 月 20 日
品名	腕時計の取扱説明書		
照会内容	腕時計の取扱説明書について、定率法第 14 条第 4 号の規定の適用は可能か。		
照会貨物の概要	貨物の形状：紙製の印刷物 貨物の内容：腕時計の取扱説明書であり、機能及び操作方法について説明されているもの。保証書が含まれている場合もある。 貨物の用途：日本に輸入後、時計とセットにし、日本国内にて販売または海外へ輸出される。		
回答	関税定率法第 14 条第 4 号の規定の適用は認められない。		
理由	本品は、腕時計の取扱説明書として機能、操作方法等が記載されているものであり、関税定率法第 14 条第 4 号に規定する「記録文書その他の書類」には該当しない。		